

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）

目次

第一章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等（第一条―第十一条）

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第十二条―第十五条

）

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第十六条―第二十一条）

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第二十二条）

第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十三条―第二十九条）

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十条―第三十三条）

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条）

第五章 雑則（第八十一条―第八十二条）

附則

第一章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）とする。

				(い)		
仕様書（仕上げ表を含む。）		配置図		付近見取図		図書の種類
エネルギー消費性能確保設備の種類		縮尺及び方位		方位、道路及び目標となる地物		明示すべき事項
部材の種類及び寸法		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明		
エネルギー消費性能確保設備の種類		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置				

断面図又は矩計図		立面図		用途別床面積表	床面積求積図	各階平面図						
外壁及び屋根の構造	建築物の高さ	縮尺	エネルギー消費性能確保設備の位置	外壁及び開口部の位置	縮尺	用途別の床面積	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	エネルギー消費性能確保設備の位置	開口部の位置及び構造	壁の位置及び種類	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	縮尺及び方位

(ろ)		機器表		各種計算書	各部詳細図					
外の機械換気設	空気調和設備以	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		小屋裏の構造		
及び数	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数									

系統図		仕様書					備				
空気調和設備以	空気調和設備	昇降機	設備	保に資する建築	ー消費性能の確	以外のエネルギー	空気調和設備等		給湯設備	照明設備	
空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	空気調和設備の位置及び連結先	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法			る建築設備の種別、仕様及び数	空気調和設備等以外のエネルギーー消費性能の確保に資す	節湯器具の種別及び数	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	照明設備の種別、仕様及び数	

各階平面				給湯設備	備	外の機械換気設備
図						
外の機械換気設備	空気調和設備以外		空気調和設備	給湯設備		外の機械換気設備
給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	縮尺	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	縮尺 空気調和設備の有効範囲	給湯設備の位置及び連結先		
				空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先		

保に資する建築	消費性能の確	以外のエネルギー	空気調和設備等	昇降機		給湯設備			照明設備		備
				位置	縮尺	節湯器具の位置	配管に講じた保温のための措置	給湯設備の位置	縮尺	照明設備の位置	

(は)													
機器表								制御図					
空気調和設備	設備	保に資する建築	ー消費性能の確	以外のエネルギー	空気調和設備等	給湯設備	照明設備	備	外の機械換気設	空気調和設備以	空気調和設備	設備	設備
空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	<p>空気調和設備等以外のエネルギーー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法</p> <p>給湯設備の制御方法</p> <p>照明設備の制御方法</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法</p> <p>空気調和設備の制御方法</p>												

設備	<p>空気調和設備等 以外のエネルギー 消費性能の確保 に資する建築 設備</p>	<p>給湯設備</p>	<p>照明設備</p>
	<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>節湯器具の種別、位置及び数</p> <p>太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法</p>
			<p>空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法</p>

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。

4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第二条 法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が令第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、前項に規定する書類のほか、別記様式第二による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第三条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更とする。

(所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等)

第四条 法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。次号及び次条第一項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第四による通知書

2 法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延

長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

3 法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

第五条 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに、第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行わなければならない。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第七による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第八による通知書

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により

行うものとする。

3 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の

規定を適用する場合 第十八条の認定書の写し

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同規則第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第三条若しくは同規則第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同規則第四十三条第二項（同規則第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第四十一条第一項若しくは同規則第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第七条 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第二項及び第三項（法第十五条第二項において読み替えて適

用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二条中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第三条の規定は、法第十三条第三項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第四条の規定は、法第十三条第四項から第六項までの規定による通

知書の交付について準用する。この場合において、第四条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第五条の規定は、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第五条第一項中「第一条第一項又は第二条第一

項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十三条第七項の規定による適合判定通知書又は

その写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第一条第一項若しくは第二条第一項」とあるのは、「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項若しくは第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第八条 法第十五条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始

の日を公示しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除）

第九条 委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせないこととするときは、委任の解除の日の六月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。

（立入検査の証明書）

第十条 法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表(昇降機にあつては、仕様書)及び系統図その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2 法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更)

第十三条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させ

る変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかかな変更とする。

（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）

第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

（立入検査の証明書）

第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書（以下単に「評価書」という。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

第十七条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地

三 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要

(認定書の交付等)

第十八条 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしたときは、別記様式第二十八による認定書を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしないときは、別記様式第二十九による通知書を申請者に交付しなければならない。

(評価の申請)

第十九条 法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

- 一 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類
- 二 前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書

(評価書の交付等)

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書を申請者に交付しなければならない。

2 評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付を申請する

ことができる。

3 第一項に規定する評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)

第二十一条 法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、現金をもってすることができる。

一 印紙をもって納め難い事由があるとき。

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十三条第一項の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2 法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

第二十二條 法第二十八條第五項において準用する法第十七條第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十三條 法第二十九條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

		(い)	
各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	設計内容説明書	図書の種類
縮尺及び方位	エネルギー消費性能向上設備の種別	付近見取図	明示すべき事項
	部材の種別及び寸法	配置図	建築物のエネルギー消費性能が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
	エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置		方位、道路及び目標となる地物
			縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
			空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下この表において「

断面図又は矩計図	用途別床面積表	床面積求積図	用途別床面積	立面図	縮尺	外壁及び開口部の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	縮尺	建築物の高さ	外壁及び屋根の構造	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	壁の位置及び種類	開口部の位置及び構造	エネルギー消費性能向上設備の位置	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	用途別の床面積

		(ろ)				
		機器表		各種計算書	各部詳細図	
備	外の機械換気設備	空気調和設備	要する場合における当該計算の内容		縮尺	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法		

系統図		仕様書			
外の機械換気設備	空気調和設備以外	昇降機	設備	給湯設備	照明設備
空気調和設備以外 の機械換気設備の位置 及び連結先	空気調和設備の位置 及び連結先	昇降機の種別、数、 積載量、定格速度 及び速度制御方法	空気調和設備等以外 のエネルギー消費性能 の向上に資する建築 設備の種別、仕様 及び数	節湯器具の種別 及び数	照明設備の種別、 仕様及び数
			空気調和設備等以外 のエネルギー消費性能 の向上に資する建築 設備の種別、仕様 及び数	太陽熱を給湯に利用 するための設備の種 別、仕様及び数	給湯器の種別、 仕様及び数

備		給湯設備		給湯設備の位置及び連結先	
備	外の機械換気設備	縮尺	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	縮尺	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
備	空気調和設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺	空気調和設備の有効範囲	縮尺	空気調和設備
各階平面		給湯設備		給湯設備の位置及び連結先	
図		給湯設備		給湯設備の位置及び連結先	

設備 上に資する建築 ー消費性能の向 以外のエネルギー	空気調和設備等		昇降機		給湯設備			照明設備	
	位置	縮尺	位置	縮尺	節湯器具の位置	配管に講じた保温のための措置	給湯設備の位置	縮尺	照明設備の位置

(は)												
機器表	制御図											
空気調和設備以	空気調和設備	設備	上に資する建築	→消費性能の向	以外のエネルギー	空気調和設備等	給湯設備	照明設備	備	外の機械換気設	空気調和設備以	空気調和設備
空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	る建築設備の制御方法				給湯設備の制御方法	照明設備の制御方法			空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	空気調和設備の制御方法	

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には

設備	外の機械換気設備 照明設備 給湯設備	空気調和設備等 以外のエネルギー ー消費性能の向 上に資する建築	数及び制御方法 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数	空気調和設備等以外のエネルギーー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合に
おいては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨
を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本(法第三十条第五項の

場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の

正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の

交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を

しようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(い)

項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出し

なければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(

ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2 第一条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する

場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場

合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に

掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、第一条

第一項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを第一項の申請書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 所管行政庁は、法第三十六条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十八による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(表示等)

第三十二条 法第三十六条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第三十六条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。

(立入検査の証明書)

第三十三条 法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人にあつては、その役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（判定の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者（同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。第六十五条第七号において同じ。）

（）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九 申請者が法第四十条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面

十 別記様式第四十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十一 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十二 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第四十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十三 その他参考となる事項を記載した書類

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第四十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

(公示事項)

第三十六条 法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十二条第二項の規定により法第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十五条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十九条 法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第四十四条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継し

た法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十四条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という。)を修了した者
- イ 建築基準法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- ロ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士
- ハ 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

(適合性判定員講習の登録の申請)

第四十一条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 申請者の略歴(申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であった者を含む。次号ニ並びに第四十三条第一項建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であった者を含む。)を記載した書類
第三号ロ及びハにおいて同じ。)である場合にあつては、その旨を含む。)を記載した書類

- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書
- ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
- 三 講師が第四十三条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けることができない。

一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。

2 第四十条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の氏名

三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 講習事務を開始する年月日

(登録の更新)

第四十四条 第四十条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。

- イ 法の概要 六十分
- ロ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 百五十分
- ハ 例題演習 六十分
- 四 講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
- 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 六 修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 八 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書（第四十七条第八号及び第五十三条第

一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四十六条 講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項

三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項

四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項

五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

- 七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
 - 八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
 - 十 財務諸表等（法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項
 - 十一 第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
 - 十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項
 - 十三 不正受講者の処分に関する事項
 - 十四 その他講習事務に関し必要な事項
- （講習事務の休廃止）
- 第四十八条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲

- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録（法第四十九条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。

（適合命令）

第五十条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができらる。

(改善命令)

第五十一条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に
関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係
る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
できる。

- 一 第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け等)

第五十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日

及び証明書番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の帳簿への記載に代えることができる。

3 講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含

む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類

二 講義に用いた教材

三 終了した修了考査の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第五十四条 「略」

(公示)

第五十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十条第一号の登録をしたとき。

二 第四十六条の規定による届出があったとき。

三 第四十八条の規定による届出があったとき。

四 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 法第四十七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。

三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(判定業務規程)

第五十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項
- 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
- 四 判定の業務の実施の方法に関する事項
- 五 判定の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 適合性判定員の選任及び解任に関する事項

七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 適合性判定員の配置及び教育に関する事項

九 判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項

十三 その他判定の業務の実施に関し必要な事項

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十八条 法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第五十九条 法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

（帳簿）

第六十条 法第五十条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記

様式第十一による通知書の第二面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六 判定の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第六十一条 法第五十条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び

第二条第一項に規定する書類（非住宅部分に限る。）とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。）を、法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

（立入検査の証明書）

第六十二条 法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

(判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。)は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁(以下「所轄所管行政庁」という。)に引き継ぐこ

と。

二 法第五十条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ぐときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十五条 法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する

事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人にあつては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九 申請者が法第四十条第三号並びに第五十七条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十九条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)

第六十六条 法第五十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が法人である場合は、役員の名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う区域

(公示事項)

第六十七条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出)

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第二項の規定により法第五十八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、こ

れを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十六条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第七十条 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能

評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第七十一条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価は、評価の申請に係る書類をもって行うこと。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、評価を行わないこと。
- 三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(評価業務規程)

第七十二条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
- 四 評価の業務の実施の方法に関する事項
- 五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 評価員の配置及び教育に関する事項
- 九 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十三 その他評価の業務の実施に関し必要な事項
- 4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三条 法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十四条 法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

(帳簿)

第七十五条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 評価の申請に係る建築物の名称
- 三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要
- 四 評価の申請を受けた年月日
- 五 評価を実施した評価員の氏名
- 六 評価の結果
- 七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
- 八 評価の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されると

きは、当該記録をもって法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに第二十条の評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のフ

イル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において単に「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（立入検査の証明書）

第七十七条 法第五十六条第二項において準用する法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十四条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価の業務の引継ぎ）

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第六十一条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わな

ればならない。

- 一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第八十条 法第六十二条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、現金をもってすることができ。

- 一 印紙をもって納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2 法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十二万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評

価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第五章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十一条 次の各号に掲げる計画書、通知書、届出書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

- 一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書
- 二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書
- 三 別記様式第二十二又は別記様式第二十三による届出書
- 四 別記様式第二十四又は別記様式第二十五による通知書
- 五 別記様式第三十三による申請書
- 六 別記様式第三十五による申請書
- 七 別記様式第三十七による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。ただし、法第十五条第三項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に提出する場合にあつては、前項の規定により所管行政庁が認める書類に限り、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書

二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書

(権限の委任)

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十八条第三項、法第五十一条、法第五十二条、

法第五十三条第一項及び法第五十五条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(特定増改築に関する届出)

第二条 第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2 法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかかな変更とする。

3 第十二条の規定は、法附則第三条第七項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二

条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

4 第十三条の規定は、法附則第三条第七項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

5 第十五条の規定は、法附則第三条第十項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。